

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

エナメル質初期う蝕に対するF局

今改定で新設された、エナメル質初期う蝕に対するフッ化物歯面塗布処置 (F局)を中心に解説します。

患者: 6歳・男児

主訴: 左右の下の歯に穴があいている。

所見: 歯を磨くと血が出る。

傷病名: E D E G E D E C₂ → C 管理中 E C_e

※ かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所・未届出医療機関

月日	部位	療法・処置	点数
4月1日		初診	234
		患児は甘いものが好きで、歯磨きが嫌いとのこと。E D E の咬合面にう窩があり、食物残渣が認められる。	/
	E D E	P混検(検査結果 略) 注①	80
		歯管 注②③	100
		ブラークコントロールの重要性を母親に説明し、同意を得て管理計画を策定。	/
		文書提供加算	+10
		歯清 (DH:保険医花子)	68
	E E	SC	66+38×2
		P基処 (J)	10
4月8日		再診	45
		歯肉の状態は改善している。	/
		実地指1 注④	80
		口腔内カメラを用いたブラーク付着の説明と パヌ法によるブラッシングの指導を指示。	/
	E E	SC	66+38×2
4月15日		再診	45
		歯肉からの出血も出なくなったとのこと。	/
		E D E のう蝕に対してCR充填を行う。	/
	E D	充形	126×2
		充填(0) 充填材料料 研磨	102×2+11×2
4月22日		再診	45
	E	充形	126
		充填(0) 充填材料料 研磨	102+11
5月2日		再診	45
	E D E	P混検(検査結果 略)	80
		歯管	100
		歯肉の状態は良くなっている。Eに脱灰あり。エナメル質初期う蝕に対しフッ化物歯面塗布を行い、進行抑制を行う。	/
		実地指1(指示内容 略)	80
	E	F局(DH:保険医花子・写真1枚・電子媒体保存) 注⑤⑥	120
		エアーで乾燥後、白濁部位を写真撮影してフッ化物塗布。	/
6月1日		再診	45
		歯管(管理内容 略)	100
		予定した歯冠修復後も継続的な指導管理が必要な口腔状態と判定(う蝕多発傾向者)。	/
	E D E	F洗(指示内容 略) 注⑦	40
		実地指1(指示内容 略)	80
7月1日		再診	45
		歯管(管理内容 略)	100
		実地指1(指示内容 略)	80
8月1日		再診	45
		歯管+文書提供加算	100+10
		実地指1(指示内容 略)	80
	E	F局(DH:保険医花子・写真1枚・電子媒体保存) 注⑤⑥	120
		エアーで乾燥後、白濁部位を写真撮影してフッ化物塗布。	/

《解説》

注① 混合歯列期歯周病検査の点数が、40点から80点に引き上げられた。また、実施する検査の内容が改められ、歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石沈着の有無を確認し、ブラークチャートを用いたブラークの付着状況及びブローピング時の出血の有無の検査を行った場合に算定することとなった。

○P混検の点数と算定要件

改定前 (40点)	改定後 (80点)
混合歯列期歯周病検査は、混合歯列期の患者に対して、歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石沈着の有無を確認し、ブラークチャートを用いてブラークの付着状況を検査した上で、歯周組織の状態及び歯牙年齢等を勘案し、ブローピング時の出血の有無又は1点以上の歯周ポケット測定のうちいずれか1つ以上の検査を行った場合に算定する。	混合歯列期歯周病検査は、混合歯列期の患者に対して、歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石沈着の有無を確認し、ブラークチャートを用いたブラークの付着状況及びブローピング時の出血の有無の検査を行った場合に算定する。

注② 歯管の点数が10点引き下られ100点となった。また、算定要件から文書提供が外され、初回は患者等の同意を得た上で管理計画を策定して内容を説明し、カルテに管理計画の要点を記載した場合に算定する取り扱いとなった。また、2回目以降は、管理内容の要点をカルテに記載し、管理計画に変更があった場合は変更内容の要点を記載することとなった。

注③ 歯管を算定した際に文書提供した場合は、文書提供加算10点を歯管に加算することとなった。その場合、文書提供の写しをカルテに添付する。
 また、文書の内容以外に療養上必要な管理事項がある場合には、その要件をカルテに記載する。なお、歯管の提供文書の様式に変更はない。

注④ 歯科衛生実地指導の要件が改められた。また、実地指導時に行うブラークの付着状況の指摘は、ブラークチャートに加え、口腔内カメラにより口腔内をモニターに映すことやデジタル写真を用いても良いこととなった。

○実地指導で行う事項

改定前	改定後
イ 歯及び歯肉等口腔状況の説明 ロ ブラークチャートを用いたブラークの付着状況の指摘及び患者自身によるブラッシングを観察した上でのブラーク除去方法の指導 ハ 家庭において特に注意すべき療養指導	イ 歯及び歯肉等口腔状況の説明 ロ ブラークチャート等を用いたブラークの付着状況の指摘及び患者自身によるブラッシングを観察した上でのブラーク除去方法の指導 ハ その他、患者の状態に応じて必要な事項

疑義解釈 (平成28年3月31日)

(問) 歯科衛生実施指導料において、「ブラークチャート等を用いたブラークの付着状況の指摘」とされたが、ブラークチャート以外の方法でブラークの付着状況を指摘してもよいのか。
 (答) ブラークチャートを使用しなくても、例えば口腔内カメラにより患者の口腔内をモニターに映す、デジタル写真を活用する等によりブラークの付着状況が確認できれば差し支えない。

注⑤ エナメル質初期う蝕に罹患している患者に対するフッ化物歯面塗布処置120点が新設された。歯管を算定したエナメル質初期う蝕に罹患している患者に、病変部位の口腔内カラー写真を撮影した場合に月1回を限度に算定できる。また、その後の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算し2月を経過した日以降にできる。また、エナメル質初期う蝕に対するF局とう蝕多発傾向者に対するF局は併せて算定できない。
 なお、撮影した口腔内カラー写真は、カルテに添付又はデジタル撮影した画像を電子媒体に保存管理する。口腔内カラー写真は別に算定できない。

注⑥ 初回のF局を算定する場合は、レセプト摘要欄に初回である旨を記載する。2回目以降の場合は、2回目以降である旨及び前回実施月を記載する。

注⑦ 歯冠修復が終了した、継続的な指導管理が必要な4歳から12歳までのう蝕多発傾向者またはその家族に、歯科医師またはその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物洗口について指導を行い、文書提供した場合に、1初診につき1回、フッ化物洗口指導加算(F洗)40点を歯管に加算できる。
 なお、う蝕多発傾向者の要件のうち、5~7歳の場合の要件が改められ、使用する薬液は毎日法又は週一回に用いるものとされた。

○う蝕多発傾向者の判定基準の変更

年齢	歯冠修復終了歯	
	乳歯	永久歯
0~4歳	1歯以上	-
5~7歳	3歯以上	おまじびまたは 1歯以上
8~10歳	-	2歯以上
11~12歳	-	3歯以上

○フッ化物洗口指導加算(F洗)で提供する文書の記載事項とカルテ

患者への提供文書に記載する事項	カルテ記載
1. 指導内容 ・洗口の方法(薬液の量やうがいの方法)および頻度 ・洗口に関する注意事項 ・薬液の取り扱いおよびその保管方法 2. 療養に必要な事項	歯科衛生士が行う場合は、歯科衛生士への指示内容

* 実態に即してご請求下さい *